

# アメリカにおける性的精神病質者に関する法律 (2)

—精神病質者に関する刑事学的考察の予備的研究—

神 山 敏 雄

## 目 次

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 性的精神病質者に関する法律の分析   | 51 |
| 1.  | アメリカ諸州の立法理由        | 52 |
| 2.  | 制定法上の性的精神病質の概念     | 55 |
| 3.  | 性的精神病質者の診断資格者      | 62 |
| 4.  | 裁判権の基礎             | 64 |
| 5.  | 裁判所と手続             | 66 |
|     | (以上は沖大論叢第7巻第1号に掲載) |    |
| 第2章 | 性的精神病質者に関する法律の検討   | 50 |
| 1.  | 立法理由の当否            | 50 |
| 2.  | 性的精神病質者の定義と鑑定の問題   | 54 |
| 3.  | 処遇と施設の問題           | 65 |
| 4.  | 憲法上の問題             | 68 |
|     | むすび                | 73 |

## 第2章 性的精神病質者に関する 法律の検討

### 1. 立法理由の当否

第1章 においては、当該法律の立法理由及びその内容を分析してきたが、本稿ではアメリカの刑事学及び関連分野における学者の本法に対する批判的見解を紹介した上で私見を述べることにする。

最初に問題となるのは、本法を立法した理由が果して妥当であるか否かである。これに関し、サザランドは変質的な性犯罪者が幾万人ものこの国に野放しになっているとの主張は統計上きわめて不正確であるとして、次の2つの面から指摘する。第一に法令上の強姦をすべて変質者による犯罪的襲撃の事例として算入することは不合理である。何故ならば、女性の性行為についてのキンゼイの予備的調査報告は法令上の強姦が一年に平均して幾百万と起っていることを指摘しているからである。<sup>(1)</sup>更に連邦調査局は合衆国の警察に知られている全ての強姦の中、約50%が暴行による強姦であると報告しているが、ニューヨーク市では1930年から1939年までの10年間に強姦罪として有罪判決を受けた18%のみが暴行による強姦であっ<sup>(2)</sup>た。又、公衆の恥をかくという理由で、暴行による強姦の事実をかくしたり、実際には合意で *Intercourse* をおこないながらも、ゆすりの為に暴行による強姦として報告する場合がある。医者達によれば、暴行による強姦は薬品又は傷害によって無意識にさせられない限り、実際不可能であることが繰り返し明言されてきた。暴行による強姦として報告された多くの事件は消極的抵抗に過ぎないものを確かに含んでいた。以上のことからして強姦の統計はきわめて信頼がおけない。<sup>(3)</sup>

第2に性犯罪は全くの不知の者によって犯されるよりは一定の人的関係を有する場合に多発する。例えば、324人の女性の殺害中、102人は犠牲者

の夫により、37人が父又は近い血縁者により、49人が恋人又は求婚者によって犯されてきたと報告されている。かくて女性の殺人数の60%近くが血縁者及び親密な交際仲間によって犯された。このことから血縁者又は親密な仲間による殺人の危険性は不知の性的耽溺者による殺人よりはるかに大きいことが分る。<sup>(4)</sup>

更に彼は重大な性犯罪は変質者によって犯されるということは誤っているとして次のように述べている。フーバーは1年間に犯された1万8千件の強姦犯人は変質者としているが、これらの強姦の中、少くとも半分又は4分の3以上は法令上の強姦であり、幾百万の法令上の強姦が発生していることが思い起されるとき、性犯罪を精神病質又は変質と同一に取扱うことは不合理である。<sup>(5)</sup> また、性的精神病質者に関する法律の制定は、重大な性犯罪を犯す者が類似の犯罪を反復して犯し続けるという信念に基づいているが、しかし次の3つの証拠は性犯罪者は他の犯罪者と比較して累犯の割合は低いことを示している。

第1の証拠・連邦調査局は、一年に逮捕された者が前科を有する割合に関して25種類の犯罪について報告しているが、麻薬常用者が第1位を占め、以下窃盗、浮浪罪、酩酊、強盗の順で強姦は第19位である。その他の性犯罪は17位。更に性犯罪に限定してみると、1937年に強姦で逮捕された1447中、たったの5.3%が強姦の有罪判決を受けていたことが分る。それはすべての他の犯罪の平均より常習犯の割合ははるかに低い。

第2の証拠・ニューヨーク市の性犯罪調査委員会は調査に基づき次のことを結論した。即ち、性犯罪者は他の犯罪を犯す者に比較して初犯者の傾向があると。例えば、この委員会は1930年から1939年までの10年間におけるニューヨーク市の全性犯罪者の調査において、性的重罪で二度有罪とされた者は6人の常習者のみであり、二度以上の者は見出されなかった。更にその委員会は1930年に性犯罪で有罪判決を受けた555人中、たったの31人即ち、5.5%がその後の12ヶ年間に重罪又は軽罪の性犯罪で有罪判決を

受け、その中、2人が3回、4人が2回、その他がたゞ1回のみであることを発見した。常習犯の最も高い割合を有している性犯罪者は一般的に露出症患者であり、兇暴な性犯罪を犯す者ではなかった。

第3の証拠・これはニューヨーク市の少年審判所に持ち出された少年犯罪者の特別な調査である。性犯罪のみで起訴された108人の少年の中、3人がその後に犯罪を犯したが、これらの犯罪は何れも性犯罪ではなかった。一方、種々な犯罪（性犯罪に限らない）を犯した148人の少年の中、109人はその後に犯罪歴をもっていた。

以上の3つの証拠は、性犯罪者は反復して同種の性犯罪を犯し続ける率が非常に低いことを実証している。しかし、性犯罪を犯す常習者が殆んどいないと云っても幾らかの性犯罪者は性犯罪を続けて行き、そうして性的精神病質者と呼ばれている人々を婦女子に対して重大な危険となっているとの主張は後に性的精神病質者の定義と鑑定において反駁されると<sup>(6)</sup>。

タッパンも性的精神病質者に関し、サザランドとほぼ同様な見解をもっており、次のように論述している。

性犯罪者の行動は他の重罪者よりも危険であること、性犯罪者は性犯罪を繰り返す、又は二者択一的により重大な犯罪に進むなりの傾向を有していること等の事実は、現実的臨床及び矯正の分野における権威者の間で、一致してこれらの事実は真実でないということである。性犯罪者の集団は他の重罪者よりはるかに危険でなく、常習性もないという証拠は増々明らかとなっている。ごく少数の最も重大な性犯罪者さえも他の犯罪者よりは危険が少ない<sup>(7)</sup>。我々が初めに注目し、支持されなかった仮説と対照されるような事実——注意深い権威者によって証明された——は次のようなものである。

1. 犯罪者の中で攻撃的で危険な性犯罪者は非常にわずかにいるだけである。*Deviate* の殆んどは温和で素直であり、社会に対する脅威よりは、むしろどうしたらよいかとまどっている。

2. 性犯罪者はすべての犯罪者タイプの中で最も少い常習者の中に入る。<sup>(8)</sup>  
彼等は性格的に強盗・放火者・刺客が犯罪を繰り返すようにはしない。

当該法律の立法理由の一つは、いくつかの野獣の性犯罪を契機に、公衆によってこのような残虐行為を抑制するために要求されたものであった。そこでミームは次のように云う。

“新しくてもっとも厳重な法律に対する公衆のゴウゴウたる声とアジテーションに答えて社会的立法を通すことは比較的容易であるかも知れないが、合憲性と実用性の要求を満足させることは全く別の問題である”<sup>(9)</sup>。

“現在の性的精神病質に関する法律の効果のないことは、これらの法律が適切なる科学的調査をせずに立法された性急な態度と、異様にもこれまで存続している多くの誤謬に困る”。 “公衆の熱の炎は誤り伝えた著述家達によってかなりあおられてきた”<sup>(10)</sup>。

そこで更に本法の立法理由の一つとして性犯罪が増加する傾向にあることであつたが、カープマンはそのことを次のように反駁する。“性犯罪は増加の方向にあるという主張が、妥当な統計上のレポートによって証明され得ることは疑問である。性犯罪は人口の増加の故にのみ増加しているのであり、比例以上の多数ではない”<sup>(11)</sup>。

更にリンドマンとマツキンタイヤーも性的精神病質者に関する法律の制定にとって必要な仮説は多くの研究によって攻撃されていることを述べており、サザランドやタッパンの論証したことを引用している外に、この仮説に対する反論として次のような資料を提供している。“*Illinois Commission Report* は有罪の性犯罪者中、およそ5%が危険であるに過ぎないと結論している”。又、“*California Report*の1953年1月号の21ページには、以前に犯罪行為を犯してない性犯罪者たる囚人の割合は、*Sodomist*の37.9%から近親姦で投獄された者の58.5%までの範囲を占めていたことを示している”。“*California Prison* に拘禁されたすべての性犯罪者の2分の1が何らかの犯罪タイプの *Prior Commitment Record* を有し、

約5分の1が*Prior Prison Record*を有することが結論されている”。従って、“参照している統計が妥当であると仮定するならば、性的精神病質者に関する法律について強調している仮定の全ては役に立たない<sup>(12)</sup>”。

これまで分析してきたアメリカの刑事学者の結論よりして、性的精神病質者に関する法律の依って立つ基盤は薄弱になってきたことが理解できる。しかし、たとえ立法理由が不十分であったと云っても現に当該法律が諸州に存在し、運用されており、又いつでも運用され得ることは無視できない。そこで我々は当該法律の内容を吟味する必要性に迫られる。当該法律の検討に際して、先づ問題となるのは、精神病質者の定義と診断方法である。この点に関してアメリカの刑事学者はどのようにみているかを概観してみよう。

## 2. 性的精神病質者の定義と鑑定の問題

性的精神病質者とは一体、如何なるタイプの者をさすのか。本法の存立基盤は、性的精神病質者が実定法上、明確に概念づけられ、鑑定され得るという前提でなければならない。それ故に、性的精神病質者の定義と鑑定における成功、不成功はそのまゝ本法の是非につらなる一要素となる。

そこで性的精神病質者に関する法律は、法文上出来る限り、ていねいに性的精神病質者を定義づけるのを試み、それと同様に鑑定人及び鑑定方法についても細かく規定して自信ありげに見えるが、実は本法の最大の難点はそこにあり、その点に関し、アメリカの刑事学者はこぞって批判的態度にある。

先づサザランドは次の如く批判している。マサチューセッツ州の法律においては、性的なことにおける不品行の常習的過程において、自らの性的衝動をコントロールする力の完全なる欠乏を証明した人々を指して性的精神病質者とし、コロンビア地区の法律も性的なことにおいて繰り返され

た不品行の過程によって、他の人々に危険であるような自己の性的衝動をコントロールする力の欠乏を証明した狂人でない者を性的精神病質者と定義している。このような諸定義はいくつかの性犯罪を犯している者は、誰でも性的精神病質者であると明白に叙述している。即ち、*Finger-Print Record*が犯罪者を精神病質者として診断するために必要とされる唯一の証拠であり、精神病医の職務は必要とされなくなる。常習的性犯罪者を性的精神病質者と同一に取扱うことは正当ではない。このことは丁度繰り返し窃盗を行い、*Antitrust* 法を犯し、又はゴルフの得点を誤間化するような常習的犯罪者を精神病質者として取扱うことが正当でないのと同様である。精神病医達は殆ど一致してこの定義に反対するのが常であった。しかし、彼等は度々法律の中に叙述はされてないが、これと同じような機械的定義を受け入れている。そこで人間は幼少の頃から次のような段階を経て性行為のノーマルな発展過程をたどると主張している。即ち、種々な形でひねくねる段階、自己の賛美の段階、同性愛の段階そして異性愛の段階を経る。この主張に従えば、人間の性行為は他の何ものにも関係せずに、パーソナリティーの一般的発展段階を示し、その結果、パーソナリティーはその人の性行動から診断され得る。例えば、同性愛は青春前期の発展段階の停止の証拠としてみられ、露出症は幼少期への逆行とみなされ、両方とも人格が病的としてみなされる。此の理論の不合理性は、性行為における変動と人類の歴史を通しての性に関する法典についての知識ある人は誰にも明らかになる。実際、現在の性犯罪は幾つかの社会では成人にとって認められた行為であった。同様に我々の社会内においても性行為に関する *deviant culture* は亜界においてはやっている。少年達が他の場所と同じように学校のトイレット、運動場、寄宿舎において、これらの亜界の知識に導びかれていく方法が少年の性行為に関する多くの研究報告において示されてきた。<sup>(13)</sup> いやしくも精神病質に関する文献に接した者ならば、誰でも多くの精神病医が此の概念の使用において決定的な標準が欠けている故に残念に

思ってきたことを知っている。此の用語の不明さは次のような事実からも明らかとなる。一人の精神病医の下で、イリノイズ州刑務所に収容された入獄者中、98%は精神病質的パーソナリティーと診断された。一方、他の精神病医のいる類似の施設においては、たゞの50%がそのような者として診断された。更にニューヨーク市の *Psychiatric Clinic of the Court of General Session* によって診断された性犯罪者の中、15.8%は精神病であったと報告された。一方、ニューヨーク市の *Bllevue Hospital* の精神病医によって診断された性犯罪者中、15.8%は精神病として診断された。<sup>(14)</sup>

従って、性的精神病質者の概念に関する此の分析からの結論は、それを施設への拘禁又は完全に且つ永久的に回復したものとして釈放する為に司法上又は行政上用いるには余りにも曖昧であることである。殆んどどの州の法律に従えば、裁判所は性的精神病質を決定するには、二人の精神医に頼らねばならない。精神病医は、此の問題に関する明白な結論に到達する診断方法又は標準を有していない。<sup>(15)</sup>

以上の如く、サザランドによれば、精神病質者という用語はその概念の不明確さと鑑定方法が確立されていないために、裁判上及び執行上、使用に耐え得ないということであった。彼と同じような考え方はリンドマン及びマツキンタイヤーにも見られる。彼等は性的精神病質者の標準について法的面と医学的面からおよそ次の如く述べている。

性的精神病質者に関する法律の重大な機能はその法律が適用される者のクラスを明白に定義づけることであつた。ところが、その法律はこの点に関し失敗してきた。およそ27の *Jurisdictions* は、*Sex Deviate Laws* の中で同一者を取扱うことを主旨としているけれども、その者についての28の異つた定義をしている。医学上の観察者は、殆んど一致して効果的定義又は性的精神病質者を見分けるような法律上の標準を確立している性的精神病質者に関する法律の失敗を非難する。当該法律はこの致命的仕事において無残にも失敗する。法令上の定義に関する法的不十分さの認識は医学



上の職業に局限されない。殆んど全ての立法研究委員会もその問題を指摘してきた。更に妥当な定義の欠乏は、漠然さについての憲法上の問題を提起してきた。<sup>(16)</sup>

定義における多くの困難は、精神病医の間で精神病質者という言葉の内包に関して広く不一致を示している事実から起っている。“性的精神病質者”という言葉についての医学上困乱している現在の状態は1950年のニュージャーゼーレポートから確め得る。そこには29人の医学の権威者が29の異った定義を与えている。精神病質に適用される200以上の用語についての表記と研究は、精神病医が適正に個人をして性的精神病質者として隔離することが出来るか否かについて大きな疑問があり得ることを示すに十分である。医学の現段階において、精神病医は性的精神病質者を認識することは困難であることを見出している。正確な診断に根拠を有する法律は、精神病学の研究と用語の明瞭化を通して更に発展させた場合にのみ可能となろう。要するに多くの著者は次のように結論した。

法的手続及び精神病治療の手続において採用された“性的精神病質者”という用語は、殆んど性の犯罪者に適用される為の十分に明白な診断上の実体ではなく、又性の犯罪者に関する立法も正当化しない。<sup>(17)</sup>

更にスワンソンの論評を追ってみよう。これらの法律で使用された種々な概念はほとんど意味がなく、理解出来ない。というのは、これらは客観的医学又は法的基準に従ってなされる異常性の評価を可能にしないからである。それ故に法令上の規定の中で誰が性的精神病質者であるかを決定することは非常に困難である。このような漠然さは、判事、陪審員並びに相対的道德及び社会的、文化的の偏見、そして何が“ノーマル”であるかについての偶然的、主観的考えに従ってあいにく決定する臨床医の判断に委ねられる。かくて *due process* は性的精神病質者に関する法律によって否定されることについて議論がなされ得る。何故ならば犯罪者はいわゆる法的・医学的専門家達の単なる主観的決定によって不定期間拘禁され得る

からである。実定法に使用された諸概念は明らかに曖昧であるゆえに、これらの概念に基づいた類別は等しく曖昧である。裁判官・陪審員・医者及び性的精神病質者に関する手続の中に登場する他の人々が、客観的標準によって支配され得ないという事実は、法の下での平等の否定に導びくことももっともである。又重大な犯罪を犯す者は誰でもいくらかの精神的異常に遭遇しているのである故に、この類別は不合理であることが更に意見として述べられてきた。性犯罪を犯す傾向を有する者が、他の犯罪タイプを犯す傾向を有する者からいくらか異って取扱われるのは何故か。何人も合理的理由のある場合を除いて他の者と異って類別されない権利を有している。精神的に異常な性犯罪者を別のカテゴリーに置くことは、これらの者は他の犯罪者タイプとは特に異って病気に遭遇していると仮定している。たぶんそうであるかも知れないが、しかしすべての犯罪者は、この領域における類別の基礎であるべきところのなんらかの根本的精神異常に遭遇しているように思われる。<sup>(18)</sup> 例えば、放火犯人、殺人者又は泥棒のような他の犯罪者グループも彼等自身の方法で同じような根本的病気を表すかも知れない。何故彼等も同様に処遇の特別なタイプが与えられないのか。特殊な性犯罪を犯した人々に実定法の適用を制限することは誤っているように思われる。もしも性犯罪者が、“犯罪を犯す傾向を有する人々”についてのより大きなカテゴリーに属するならば、性的精神病質者に関する法律は不合理で正当化され得ない区別にもとづいてなされる類別を許していることになり、その結果、申し立てられた性犯罪者に法の下での平等の保護を否定していることに必然的になる。それ故に性犯罪者は他の犯罪者タイプと異って取扱われるべきではない——又はむしろいっそうのこと、すべての犯罪者タイプは性的精神病質者が処遇されると同様な方法で効果的に処遇されるべきである。結局、恐らくは性的精神病質者の処遇は“犯罪者”として類別されたすべての者の処遇への道を開くことになる。しかし、現在においては、現段階の医学上及び精神医学上の知識でもってはこのようなこ

とは実行し得ないであろうことを現実的に認識しなければならない。更に公衆には処罰よりかは矯正の新しい理念を受け入れる準備がないゆえに、全体としての市民は恐らくはその理念に同意しないであろう。<sup>(19)</sup>

以上の如く、スワンソンは性犯罪者と他の犯罪者とを区別することは合理的根拠がなく、憲法上の法の下での平等に反すると指摘しているが、その論には一理はある。これまでの刑事学者はこぞって性的精神病質者の概念の漠然さについて批難を向けてきたし、スワンソンもその例に漏れず、その点を論破してきたことに変わりはないが、このような特別立法が性犯罪だけに限ることは法の下での平等に反することを主張した点において、ユニークな批判を展開していることが云えよう。

そこで次に異常心理学者の *Nathaniel Thornton* の、犯罪と精神病質的人格との関係についての見解に目を転じてみよう。彼もこれまでの刑事学者と同じように、精神病質の概念が如何に不正確であるかを指摘し、その明確さを強く望んでいる。先づは彼の論述を追うことにしよう。

精神病質的人格と犯罪への傾向との間に、いわゆる親近性があると考えられてきたように思われるが、しかし私は第一に精神病質的人格の実際的な概念は、行動現象の研究者によってそれぞれ自身種々と定義され、種々と解釈され、種々と理解されていることを指摘する。丁度上述された近親性は信すべきものであるかも知れないが、犯罪は“精神病質的人格”のカテゴリーに厳密に関係させられ得る人々よりは、外の者によって時折犯される可能性を即座に排除することを正当化することは不十分であろう。

さて、正確には精神病質的人格とは何であるか。我々は如何にしてそれを認識し、診断するか。何のような本質的明確さで他の *Defective Character Structures* からそれは異なるのか。

精神病質の性格という名称に対して、私は観察と経験を通して特殊な種類の性格学的又は気性上の構造を理解するようになってきた。その構造は厳格にはノイローゼの分野にも精神病の分野にも属していない、ある散慢

な徴候に特色づけられている。即ち、一般的な道徳的及び倫理的感覚又は社会によって採用されて一般的に承認された基準に従って、何が正しいか何が悪いかの基本的差別をする能力の明らかな欠如によって特色づけられている。これらの上述の散漫な徴候の間に、人は次のようなことを列挙するかも知れない。いわゆるある種の奇癖又は他の奇癖、社会的要求に対する無関心及び社会的責任の不知、他人の要求や権利のはなはだしい無視、極端な自分本位や思い上がった利己主義、適応の試みの欠乏、放浪、不安定、怠け等。勿論、このような性格学的又は気性学的特徴が正確に同じ結合又は同じ割合で存在することが常に発見されること、又はこれらの同じ特徴が精神病質的人格の如何なる所与のケースにおいても、不可避免的に同じ程度の強調を正確に表わすことを私は主張さえする気はほとんどない。その上、ちょうど列挙された、ある徴候は、より正確には神経患者か、又は精神病者として類別され得る者によってしばしば示されたかも知れない<sup>(20)</sup>。

しかし、究極的な分析においては、恐らく精神病質的人格における主としてきわだつ特徴は、著しい欠陥以外の何ものでもなく、さもなくば、すべての意図及び目的に対して社会的に望ましい行動と社会的に望ましくない行動との区別する感覚によって、全く心が動されない精神病質の人間に帰着するところのほとんど完全に発達してない *Super-ego* の何ものでもないだろう。即ち——別の言葉でこのことを示すと——善悪の基本的区別を認識する力によって心が動されない精神病質の人間である。それ故に、精神病質者に対する著しい対照において、神経症患者はしばしば、未発達<sup>(21)</sup>の超自我よりかは、むしろ余りにも厳格なことの命令及び *Super-Ego* の要求において設定される抑圧からなやむ。誇大盲想狂 (*Paranoia*)、精神分裂症 (*Schizophrenia*)、ソウツ病の反応及び一定のオーガニックに決定される精神錯乱 (*Psychotic Disturbance*) 等の場合において、他方においては、衝突は *Ego* と *Super-Ego* の両方の機能を実質的に失わしめるほど激烈であった。私の見解によると、精神病質的人格における *Super-Ego* の

働きの欠如は、フロイドの意味における機能的抑圧に基づくよりはむしろ生まれつきの欠陥に基づくことになる。それで精神病質的人格者は、犯罪上の多様な行動を排除する安全手段としてつとめるかも知れない *Super-Ego*<sup>(2)</sup> をつくる土台の失天的犠牲者であるという印象を我々に与えている。

私がこの論文の最初で指摘したように、もしも我々が精神病質的人格者は、大部分の犯罪を犯す可能性を有する唯一の欠陥ある人格タイプであるという概念を採用することを許すならば、大変なミスをおかすことになるだろう。しかし、他のタイプは、少なくとも *Super-Ego* の機能のいくらかの名残を表わす行動の存在によって純粹の精神病質的人格から区別される。例えば、誇大盲想の人物が法的仕組と衝突する場合に、彼等はある人々の手から害をこうむった故に、これらの人々に正当な恨みをはらすこと以外に何もしなかったことを、ときには声を出して、しかし常に激しい強調で主張することによって彼等の行動に対して大きな苦痛で理屈をつけることになる。彼等は全能の神自ら彼等が為したと同じような行動を命令したと主張することによって自分等の行動を更に正当化することを試みるかも知れない。このような誇大盲想の人々によって行われた犯罪は、その場合、勿論附加的要素も同時に働くかも知れないが、原則としてしばしば報復又は恨みに対する病的な自己正当化の望みを有しているように思われる。一種又は他種の犯罪に駆り立てられる種々な変質的タイプを示すような追加的例として、同性愛、サジズム、性欲倒錯等のような性的異常の犠牲者がこゝで引用され得る。しかし、もし我々が、倫理的欠陥が恐らく精神病質的人格の第一の区別する特徴であるとのほとんど不可避的見解を承認するならば、この場合、大部分の犯罪者のカテゴリーからむしろより多くの性的異常者を除外することを余儀なくされるであろう。何故ならば、経験的考慮は我々に次のようなことを教えるからである。即ち、例えば、多くの同性愛は深い罪の感情の支配をしばしば受け、彼等は法との衝突を避け、社会の明らかな不認を招かないために出来る限り性的衝動を抑圧する

ために意識的な努力をすることが可能であることを教える。同性愛の人々は彼等自身が法的手続に含まれていることを見出す場合にさえ、彼等は一般に現実的犯罪者というよりは、むしろ単なる法律違反者であることを証明している<sup>(22)</sup>。

この論文で全く明かに述べられてきた理由により、「精神病質的人格」とあいまいにレッテルを貼られたカテゴリーは根本的な再吟味の必要性に立っている。幾人かの研究者は、他の多くのカテゴリーによって科学的に明白に分類され得た種々な特徴や反応を精神病質的人格の標題の下に無差別に一つにまとめる悲しむべき習性に明らかに陥っている。他方において、分類についての極度に厳格な体系は、現在のかなり混沌とした分類よりも害にさえなるかも知れない。我々は、行動上の変形を科学的に取扱う努力をしているときはいつでも相関的なこと、重複又は徴候の構造を構成している個々の要素の一定の混合を考慮する用意がなければならない<sup>(23)</sup>。

先づ、この論文の目的は精神病質的人格と犯罪への傾向との関係を吟味し、精神病質的人格の概念が現在一般に与えられているものよりも明白に鋭く、より合理的定義をいかにあげしく必要としているかを示すことであった。数学的正確さは人格研究の分野において達成されることはないというのはもっともであるが、しかし確かに今日しばしばおそらく科学的問題として普及しているルーズな用語はたとえいかなる理由にせよ正当化出来ない<sup>(24)</sup>。

さて、ソーントンのこれまでの論述から明らかとなったように、精神病質的人格の概念がいかに不明瞭であるかを異常心理学の立場からも知ることが出来た。精神病質者以外の神経症患者による犯罪も、無差別に精神病質者による犯罪として取扱ってきたこれまでの軽率な方法論に対して少くとも反省を促すことが要求される。

神経症患者と精神病質者との混同についてはワイホーフェンも注意を促している。即ち、彼は「精神病質的人格として診断された多くの人が恐ら

く神経病的性格の *Disorder* で悩んでいたものとして考えられたであろう。この2つの条件にかゝる相違点は常に明白には定義づけられない。この相違は特に病的情緒の事例において困難である」と述べている。しかし、彼は精神病質者のグループの存在を認め、精神病質者の行動の特質や原因について割合積極的に取り組んでいる。そこには精神病質者の概念についての力強い不信感是一片も見られず、むしろ理想的には *Treatment* に処すべきとさえ主張している。精神病質者は生まれつきだとするのが一般的考方であるが、精神医学者の中には精神病質者は生まれつきであることを否定する者もあり、ワイホーフエンもその一人と思われる。彼は次のように述べている。勿論、生まれつきの才能は個人として精神病質的人格に向けるか、又はそれを如何なる精神的条件にも向き得るようにその発展から向きを変える。しかし、実際にその条件を発展させるためには、その有機体はある特殊な有害な影響に支配されるにちがいないことを彼等（精神病質者は生まれつきではないとする立場の精神医）は信じている。有害の影響は幼少の頃の実質的情緒の飢えから成立っている。著しく敵意があり、又は攻撃的である精神病質者の事例において、彼等の背景においてこの情緒の飢えのみならず、その上、しばしば加虐性変態症的残忍な両親がみられる。その子供は、冷たい残忍な世界で生き残るための本能的努力において原始的種類の攻撃、利己主義の異常な程度及び情緒の孤立、忠誠や暖さの欠乏、正直さ及び誠実さ、そうして将来、刑罰を受ける危険があるにも拘らず、欲望の直接的満足を欲する傾向等を示す。精神病質者は中年に入ると、活動的に反社会性が少くなる。それは体力の喪失によるのか、又は情緒の成熟の遅い発達によるのかは不明確である。ワイホーフエンは又精神病質者の犯罪的特徴については次のように見ている。精神病質者及び神経症患者の反社会的行動は、それが実際に目的のあるものではない点において、通常の犯罪者のそれとは異っている。しかし、精神病質的人格又は神経症は、精神病質者が社会に対して反動を“実現する”ような種々な犯罪にお

いて、重要である。しかし、我々が観察するであろうように、犯罪者の精神異常に対する伝統的テストはこのような *Disorder* を含むほどに広くはない。多くのぼん引きはこのカテゴリーに属し、そうして訴追することを好まない親戚や友人に犯行を限るので、刑事法廷に決して入らない多くの詐欺師もそうである。彼等の表面的な魅力や口達者な理知は、通常の犯罪者が処刑を受ける場合に、同情を引き、そうして容赦をしてもらっている。多くのアルコール中毒者、麻薬常習者、放浪者、病的虚言癖者及び種々の種類の不適応な人格は精神病質者グループに属する。多くの性的倒錯者<sup>(7)</sup>もそうである。以上の論述よりして、我々は、ワイホーフエンが精神病質者の存在、原因及び犯罪の特徴を懐疑的にとらえることなく、素直にこれらを把握していることを注意せねばならない。彼の著書からは、アメリカ諸州の性的精神病質者に関する法律の下での性的精神病質者の概念及び鑑定に対する批判を見出すことはできなかった。これまでの学者はこぞって性的精神病者の実体の不明確さに対して痛烈な批判を加えてきたのに対し、ワイホーフエンの立場はその点で異っている。

何はともあれ、本節で分析した結果によると、アメリカ諸州で立法された *Sexual Psycopath Laws* の基盤となっている性的精神病質者の概念設定と鑑定可能性は少くとも成功したとは云えない。しかし、だからと云って、此の社会に性的精神病質者が存在することを否定することにはならない。ただ精神病質者を法の下で特別に処遇し得るためには、その実体が精神医学及び心理学上、いまだ十分に解明されていないことを示しているだけである。我々の経験を通して、正常人では考えられないような残酷極まる性犯罪が発生していることは認めざるを得ないし、かゝる犯罪は少くとも異常者によるものがその一部分を占めることが容易に推測できる。

アメリカの *Sexual Psychopath Laws* が成功したとは云えない理由の一つに、性的に重大な犯罪を犯した者は直ちに性的精神病質者のグループに属させられたように、性的精神病質者の概念が不明確なため、その適用



が不当に拡大された点にもある。我々が、たとえごく一部とは云え、性的精神病質者が社会的に存在することを認め、その対策を講ずることの必要性を認めるならば、先づは精神病質者の実体の解明が急を要する。しかも、その鑑定においても疑問の余地を残さない程の科学的基準が確立されることが必要である。この点において、アメリカの *Sexual Psychopath Laws* は問題を残したまゝに急ぎ過ぎた感じがする。

### 3. 処遇と施設の問題

第2節で既に検討してきたように、性的精神病質者の概念は漠然としてつかみ所がなく、従って鑑定においても科学的基準が確立されないため *Sexual Psychopath Laws* の立脚基盤は根本的に揺いでいることが論証された。然るに、処遇と施設の問題はここで論ずるまでもないと思われるが、しかし、これらについて、アメリカの現状を吟味することは何らかの参考になるであろう。アメリカの各州における施設の不十分さ及び処遇専門家の不足は多くの学者を嘆かせている。例えば、リンドマンとマッキンタイヤーは次のように述べている。性的精神病質者の病院収容は患者の通常の殺到に加えて *mentally ill* の治療のための現存する医学上の施設に重荷を負す結果になっている。このような施設はほとんど常に収容力の限度で操作している。これらの施設に収容される人々の圧力は、もし性的変質者に関する法律が立法府が予期したと同様な頻度でもって適用されるならば、かなり増加するだろう。このような事情の下に、批判が次の様に度々出されている。既に病院に収容された者は、入院してくる患者のために単に部屋をあけるために、適当な回復もせず釈放されるだろう。又、正規に入院させられるであろうような人々は単に部屋があいていないという理由で入院させられないであろう。<sup>(28)</sup>

イリノイ州のレポートは *Sexual Psychopath Laws* を施行するために

もっと多くの治療施設が必要であることを念入りに述べている。しかし追加される物的施設は十分ではない。たとえ追加される病院のスペースが提供されても、適当な治療はすぐには間に合えないかも知れない。ニュージャージー州のレポートは、施設がある所においてさえ、治療はほとんど純粹に保護的である、ということを経験している。多くの権威者は、又多くのそれ相当の訓練された職員の欠乏を嘆いている。<sup>(29)</sup>

そこでリンドマンとマッキンタイヤーは施設欠乏の理由を次の2つに帰している。第一に、効果的治療を施すに十分な資格のある者がいない。これは通常入院前の調査官の資格と関連して論ぜられる。前に報告されたように、ただ2、3の州が特殊なトレーニングをしている医者が性犯罪者を調査することを要求している。ミシガン州のレポートは次のように述べている。理想的には、精神状態は精神医によって決定されるべきである。しかし、このような要求はこのような専門家の欠陥がある限り不可能であると。更に存在する精神病院に持込まれる事件の重荷は全くぐらぐらしている。イリノイ州の委員会は、一つの施設が400人の患者を有し、ただ一人の非常勤の精神病医を有していることを。そうして他の精神病院は通常のベットの収容力を47パーセントも越えて操作しており、相当数の性的精神病質者の拘禁に匹敵する程のスタッフが欠けていると。第二に、たとえ適当なスタッフを仮定しても、重大な問題が夥しい数の性的精神病質者を治癒し、又は実質的に改善するための医学の能力について起ってきた。例えば、ネブラスカ州の法律の下で、一人の *commentator* は自分の取扱った事例を通して、このタイプの精神病質者に対する薬も又は特別な治療もなく、実際にこの様な者の病院収容は医学的事柄というよりはむしろ法的事柄であると述べている。更にニュージャージー州のレポートは、強調されている困難な精神病質の犯罪者を効果的に取扱うに採用され得る方法についての今日の精神医学の知識の欠乏にあると述べている。同レポートは、更に次のように続けている。しかし、実際に性的精神病質者の

大部分はたとえ心理学的に異常であると考え得るような者さえも、精神病患者に適用されるような通常の意味における病気ではない。精神病上の施設は、精神病質者、神経症患者、精神分裂病者、生まれつきの性的変態者のような多様な者を受け入れ、治療する場所と方法において、現在では適合しない。治癒は単なる病院収容によっては期待され得ないと。<sup>(30)</sup>

結論として、リンドマンとマッキンダイヤーは次のように結んでいる。即ち、治療の欠缺が *Sex Deviate Law* に対する根本的な非難である。何故ならば、このような立法の背後にある哲学は、これらの犯罪者は処罰されるよりは、むしろ治療されるべきであるということであるから。治療の欠缺は、性的精神病質者についての特定の考慮のための、如何なる異った有効的な理由をも失わしめる。法律は、このような知識がいまだ存在しないか、又は不正確であることが発見されるのみである。このような領域で問題解決のための医学上の知識をあてにしているように思われる。<sup>(31)</sup>

同じく、タッパンも治療方法及び施設の不十分さを次のように指摘している。我々は更に追加される困難と立ち向わされる。我々は、性的変質者を治療によって処置する効果的処遇方法を開発してこなかった。実際に、医学的精神療法についての此の特別に困難な領域において、合衆国における実験的仕事についてさえ、非常にわずかばかりの仕事がなされているに過ぎない。此の分野で専門家として一般に認められている精神医学の権威者は十二人もいなく、一方、不幸にもこれはヤブ医者活動をひきつける分野である。性犯罪者と彼の危険性の性質に関してどんな不一致が対立しようとも、次のような点については不一致があり得ない。即ち、我々は治療学的にその問題を扱う方法も職員も保有してなく、これらを開発するいかなる実質的努力もしでないということについて。<sup>(32)</sup> しかも性的精神病質者に関する立法の下で実施される、*open-ended sentence* による不愉快な治療は、他の犯罪者よりも性的変質者をより厳格に処罰することを強調する必要性を反映している。治療に対してのぞんでいる考え方は、恐怖や

嫌悪を隠すための外観上の慈悲深い合理化であるとして手厳しく彼はこれ<sup>(83)</sup>を非難している。そうして彼は結論において次のように結んでいる。終りに、我々が性犯罪者の保護的拘禁より外に野心的な何かを目指すことができる限りにおいて、我々は研究のための施設と職員を採用することを通してのみ、そうすることが可能となることが特に強調されるべきである。特殊化された治療センターにとって必要なことは、遅かれ早かれ、治療の方法、診断の基準、釈放のための基準、職員のトレーニング等を実現することができることである。我々が立派に開発された制度上の、この種の施設を有しないならば、そうして有するまで病院や監獄への不定期の拘禁についての我々の方法は、正義を実現し、矯正をもたらし、精神上の回復をもたらす<sup>(84)</sup>ことはないであろう。

以上のように、リンドマン、マッキンタイヤー及びタッパンの論述にもあった如く、精神病質者の治療方法が確立されておらず、その上、治療施設もいまだ不備の段階において、性的精神病質に関する法律の適用がいかにか危険であるかは多言を要せずとも了解できると思われる。最早ここにおいて *Sexual Psychopath Laws* を支える柱は一本たりとも残らないと云っても過言ではない。更に、我々は当該法律を憲法の下で合憲、違憲の面から検討することに迫られる。

#### 4. 憲法上の問題

*Sexual Psychopath Laws* においては、性的精神病質者は彼の犯した犯罪の大小と関係なく治療に必要なだけの期間、拘禁され得る。通常の刑事手続においては、憲法及刑事手続法上の厳格な規制を受けて犯罪事実が認定され、それに相応する刑罰が科されていくが、当該法律においては、それが要求されない。そこで、当該法律は、*due process* 及び法の下での平等の保護を否定し、陪審による裁判の権利及び自己負罪に関する特権をそこ

ない、犯罪者を二重危険に曝らし、残忍で異常な刑罰に対する憲法上の保障を否認するものであるとして攻撃が加えられてきた。

上のような憲法上の疑義に対して、アメリカの裁判所はどのような態度で臨んできたかを先づ紹介することにしよう。此の点につき、リンドマンとマッキンタイヤーは判例の歩みを適切にまとめているので、それを次に引用させてもらうことにする。

1937年にミシガン州が性的精神病質者に適用され得る法律を制定したが、その法律は二重危険及び陪審裁判の欠缺の理由で憲法違反と宣言された。この事件における被告人——以前に *gross indecency* で有罪とされた——は *Ionia* の *reformatory* で *sentence* に服していた。1937年、法の通過後、*Commissioner of Pardons and Parols* は、被告人は *insane* ではないが、性的変質者のように思われ、公衆の安全に対して危険な傾向を有し、顕著な *sex deviation* によって特色づけられる *mental disorder* をわずらっているように思われる、という理由で州病院に拘禁させるようにと申請した。そこで裁判所は違憲判決をしたのであるが、非合憲性の決定は主として当該法律はミシガン州の刑法典の部分修正であり、追加であるという事実に基づいていた。検事総長は、その法律で認められている手続は *insane prisoner* に関する法令上の審理に類似している民事手続であると主張したけれども、裁判所の大多数はその手続は性質上、刑事手続法であることを支持した。このように当該法律は憲法によって保障されているような犯罪の場から被告の陪審による裁判の権利を侵害し、そうして又彼をして宣告される地位に、同じ犯罪で二度置くことになるとした。1937年の法律が非合憲として判決された後、まもなくしてミシガンの立法府は *Civil Code* の一部として新しい法律を制定した。此の新しい法律は、旧法律にほとんどの面で同じであった。1942年、新しい法律は *People v. Chapman* 事件において合憲であると支持された。この事件におい

ては次の2点において問題となった。(1)当該法律は刑事犯罪で嫌疑がかけられている人に対してのみ適用される規定内に導かれ得る、刑事上の性的精神病質者のクラスに限定しているゆえに、法の下での平等の保護を否定した。(2)当該法律は検事総長又は *prosecuting attorney* に、手続開始の場合の判断を与えることによって、このクラスから特殊のグループを任意的に作り出した。

裁判所は、第一の主張に対し、立法府はもしこのような分類が合理的且つ実質的の区別に基づき、達成されることが求められている目的と合致しているならば、それらの人々の分類をすることが出来るのはよく認められていることであると判断した。第二の主張に対しては、このような判断の委任は法の執行にとって合理的で本質的であり、被告人に対して法の下での平等の保護を否定しないと判断した。

1940年には、ミネソタ州の法律の合憲性が *Minnesota ex rel. Pearson v. Probate Court of Ramsey County* 事件で合衆国の最高裁判所によって支持された。*Pearson* 事件における申立人は次のようなことを主張した。当該法律を適用すべき者の定義が余りにも漠然としており、*due process*の標準に應じるに不明瞭であること、更に当該法律の一つのクラスから特殊なグループを分ける故に、法の下での平等の保護を被告人に及ぼすことに失敗したと。これに対して、合衆国の最高裁判所は、ミネソタ州の最高裁判所によって述べられている、当該法律の解釈を採用して次のように判決した。ミネソタ州の裁判所によって解釈されているような法律は非合憲的であるほど漠然とはしてないし、更に当該法律は被告人から法の下での平等の保護を奪うものではない。何故ならば、立法府は害の異った度合を認めることは自由であり、立法府が必要さが最も大きいと思うような場合のクラスに当該法律の制限を限定することができるからである。<sup>(65)</sup>

かくの如く、アメリカの判例は *Sexual Psychopath Laws* は合憲であるとの見解を採っているのであるが、アメリカの刑事学者の中にはなおも

憲法上の疑義があるとの意見をもっているのが多い。先づ、法の下での平等に当該法律が触れないかどうかを検討してみよう。性的精神病質者に限らず、その他の精神病質者がこの社会に存在するならば、何故に前者に対してだけ特別立法をなし、後者にはそれがなされないかという疑問が当然に湧いてくる。そこに法の下での平等の原則が侵されていないかとの問題が提起される。このことにつき、スワンソンは次の如く痛烈な批判を展開している。例えば、放火犯人、殺人者又は泥棒のような他の犯罪者グループも彼等自身なりの態様で同じような根本的病気をあらわすかも知れない。にも拘らず、何故に彼等にも同じように処遇の特別なタイプが与えられないか。特殊の性犯罪を犯した人々に実定法の適用を制限することは誤っているように思われる。もしも性犯罪が「犯罪を犯す傾向を有する者」という、より大きなカテゴリーに属するならば、性的精神病質者に関する法律は不合理で正当化され得ない区別にもとづいてなされる分類を許していることになり、その結果、申し立てられた性犯罪者に法の下での平等の保護を否定していることに必然的になる。それ故に、性犯罪者は他の犯罪者タイプと異<sup>(80)</sup>って取り扱われるべきではないと。

スワンソンは、性的精神病質者と他の精神病質者とを区別して前者にのみ特別処遇を加えるのは法の下での平等の原則に反すると主張しているが、それならば、すべての精神病質者に特別処遇を与えるならば合憲となるのか。当該社会で発生する、犯罪現象の中で特に重大な犯罪者につき特別処遇を要する場合には、当該犯罪者群に特別に適用される立法が制定されたとしても、当該特別法自体に合理的根拠さえあれば、別に憲法上の法の下での平等の原則に反するとは思えない。従って、*Sexual Psychopath Laws* が性的精神病質者を特別に取扱ったという理由で憲法違反の問題が起るとい形式で議論をすることは誤っており、むしろ当該法律自体の合理的根拠の存否に論点を絞り、その上で合憲、違憲の判断を下さなければならない。この点でミームの次のような問題把握のしかたは妥当であると思われる。

る。彼の論述の概要は次の通りである。性的に無責任の者まで含む *insanity* の概念についての立法府の拡張は、外観上、州警察権力の合法的行使の範囲内にかにもあるかのように思われる。以前には、大法官を通して法によって実行されていたが、今は州の役割において *parens patriae* として州によって実行されている。多くの最高裁の判決によって引用されているように、立法府は害の度合を認識し、必要性がもっとも明らかと思われるようなクラスにその制限を局限することは自由である。*Sex Psychopath Statues* の合憲性を決定するにおいて、我々の考えの要点は当該法律の下の手続が刑事上のものか、又は民事上のものかの裁判上の決定によっている。平和と社会の安全に危険となっている、精神的に不均衡な者を拘禁する州の権力については誰も疑問はない。発狂し、精神的に攪乱し、情緒的に又は精神的に病気である者の看護、治療及び不定期拘禁は、長い間刑事上の手続というよりは、民事上の手続と考えられてきた。州の目的は、彼等を治癒するにおいて都合がよいように拘禁することによって彼等から社会を保護するための方法を提供することにある。この拘禁は、刑罰又は *Sentence* としてみなされていた。その結果、刑事手続において、裁判所によって注意深く護られる通常の保障は *civil commitment procedure* には適用されない。この *parens doctrine* (これは民事上の拘禁手続を通して施行されるが) は *Sex Psychopath Laws* の背後<sup>(87)</sup> にあって、基礎となっている理論である。

以上の如く、当該法律の憲法上の問題は当該法律自体及びそれが予定する制度的条件にあり、従って、それらを検討することが先決である。そこでミームは当該法律は残忍な刑罰の禁止に触れるのではないかとの疑問を投げている。即ち、適切な治療施設の欠缺のゆえに、変質者が訴えられた犯罪に比例することなく、これとは全く離れた期間、しかも治療方法に乏しく、又はその完全なる欠缺に等しい条件の下で拘禁される場合に、非常に重大な疑問がこのように保障されない長期に延ばされた拘禁が、残忍な



刑罰又は異常な刑罰と考えられないか否かに関して起ると彼は指摘する。<sup>(38)</sup>

更に、リンドマンとマッキンタイヤーも「*Sexual Psychopath Laws* は個人の権利の防禦を保障する基本的手続上の保護に欠けている。民事上の病院収容を受ける必要のある、これらの者の概念を拡張するための刑事裁判所の使用は、憲法上の保護に関する重大な問題を提起している。*hearing, appointment of counsel court expert* を交互尋問する機会等に関する規定は多くの実定法から除外されている<sup>(39)</sup>」として憲法上の疑義を投げている。

<sup>(40)</sup> その他の学者も憲法上の議論は展開せずとも、当該法律の不当性を厳しく追究しているのが一般的であるように思われる。私見としても、当該法律の下での性的精神病質者の概念の不明確さ、施設の不完備及び精神医学上の治療方法の貧弱さ等を勸案した場合に、性的精神病質者をして通常の刑事手続によらずして、犯罪事実及び性的精神病質を認定し、不定期間の拘禁をなすことは、被告人の憲法上の地位保障を根底から揺振っている感がある。特別の取扱いをするには、それなりに合理的根拠がなければならない。然るに、当該法律はそれが依って立つところの基盤に多くの亀裂を残しているゆえに、性的精神病質者を特別に取扱うことは憲法上、大きな疑義を残すものと思われる。

## むすび

これまで検討してきたことによると、*Sexual Psychopath Laws*の立法根拠となった種々な条件は、多数の学者によって脆くも打ち崩されてきた。特に当該法律で処遇の対象となっている性的精神病質者の概念の不明確さについては、精神病学者、心理学者及び刑事学者によってあらゆる角度から指摘され、精神医学及び心理学の分野においても、それについてはいまだ使用に耐え得るような客観的基準が確立されていない状況にある。

精神病質の原因については、初期のドイツの精神医学者は環境というよりは、むしろ生まれつきの欠陥にそれを求めていたが、今日では生まれつきの素質だけにそれを求める理論は大方放棄され、素質と環境にその原因を求める理論が多くの賛同者を得ている。<sup>(4)</sup>

ところが、たとえ精神病質の原因が素質と環境に求められようとも、どの程度の異常性をもって精神病質者というかは依然として漠然としている。そのことは既に第二節において検討した通りである。しかし、このように精神病質者の概念が如何に曖昧であるにせよ、我々の社会には犯罪行動を通して極端な異常性を示す者が存在することは否定できないであろう。もとより、犯罪行動そのものが異常であるには違いないが、しかし、通常の犯罪手口は普通人をもってしても了解可能であるが、場合によっては、それが我々の常識では了解不可能か、又は了解困難な犯罪が発生することがある。例えば、アメリカにおけるアルバート・フッシュ事件にみられるように、百人以上の子供を性犯罪の犠牲に供し、その上、犠牲者の幾人かの肉を食う残虐極まる事件があり、本土においては、性行為後に扼殺し、女性の局部を抉り取り、その上、乳房の下に十字形を切り込むような犯罪を3度とも同じ手法で犯した事件があり、沖縄においても、過去に強姦罪を犯した者が就寝中の子供を運び出して辱め、局部を抉り取った事件があったように、少くとも、まれではあるが、我々の常識では考え及ばないような犯罪行動に駆りたてられた一群がいたことだけは確かである。これらの性的異常者に対して単なる通常の刑罰のみをもって臨むならば、彼等は再び同じような危険行為を繰り返す羽目になるかも知れない。我々はこれらの者を手をこまぬいて放置するわけにはいかない。現代における、刑罰の目的は責任主義を加味しながらも、改善、更生、社会復帰にあるという点にほとんど一致している。それならば、精神病質者は一種の危険な素質をもった異常者であるので、その異常性が除去されない限り、犯人の改善、更生、社会復帰は不可能となる。要するに、異常者の治療のために

は、通常の刑罰でもってしてはほとんど期待ができず、そこには一種独特の治療処分が必要となってくる。かかる観点からすれば、私見としても、政策的には精神病質者に対して何らかの対策を講ずべきだということであるが、問題となるのはその対策において実効性を収めることができるか否かである。

アメリカにおける *Sexual Psychopath Laws* は処遇の対象となるべき者を余りにも拡大しすぎて、処遇の必要性のない者までも当該法律の下で不当な処分がなされたとして批難された。更に、精神医学界及び心理学界において、いまだ精神病質者に対する治療処分の方法が確固なものとして樹立されてなく、それに伴い、治療センターの施設の不完備が当該法律の違憲性の主張にまで結びつけられてきた。法律家はやゝもすると、法律的側面からのみ、危険な性格を有する精神病質者に対する保安処分の必要性を強調する傾向がみられるが、しかし、その前提条件となるべき精神病質者の概念、原因、治療方法の解明及び治療施設の完備がなされない限り、それは意味がないことである。

我が国においては、刑法改正作業の過程で精神病質者を独立の保安処分の対象にするか否かで大いに議論が展開されたのであるが、一様それは廃案にされ、間接的にはあるが準備草案第 110 条の心神耗弱者の概念を拡張して、その中に精神病質者を含め、保安処分の対象とする考え方に意見がまとめられているようである。いずれにせよ、精神病質者を保安処分の対象とするには、その実体が精神医学及び心理学の面から解明され、改善、更生の素地ができ上って初めて成功するものであるが、我が国で果してそれだけの素地が準備されているか、はなはだ疑問である。従って、我が国でもアメリカにおける *Sexual Psychopath Laws* が辿ってきた過程を十分に検討した上で、精神病質者には対処してもらいたいものである。幸いにして、最近に到って、漸く、精神病学者、心理学者及び刑事学者の間で精神病質の研究が急速に進められているので、近い将来、精神病質者を特

別処遇に附するに十分なる研究成果が提供されるものと期待される。我々は、いかに現状打開に法的措置の必要性を感じるとしても、右の関連分野が精神病質者の実体を解明してくれない限り、舵のない船に乗っているのに等しい。このことは、何よりも先づ、アメリカ諸州の *Sexual Psychopath Laws* が明白に語ってくれた。従って、我々は法的技術としての保安処分の確立を急ぐのではなく、精神病質者の実体追究のための実証的研究に全力を投じなければならないことを強調すべきである。

以上でもって本稿の目的は達せられたのであるが、資料の不備やらで説明し尽されない面もあったかと思う。それにしても、刑事責任の分野において、いまだに取り残された精神病質の問題について関心を寄せている者にとって本稿が何らかの参考になれば、これほど喜しいことはない。今後とも筆者は精神病質者の刑事的責任につき研究を続ける積りでいるが、本稿はその予備的研究とでもいうべきものであった。多くの批判を仰ぎたいと思っている。

(完)

註

- (1) E. H. Sutherland, "The Sexual Psychopath Laws," *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, 40: 545, 1950.
- (2) E. H. Sutherland, *ibid.*, pp. 544~545.
- (3) E. H. Sutherland, *ibid.*, p.545.
- (4) E. H. Sutherland, *ibid.*, p. 546.
- (5) E. H. Sutherland, *ibid.*, p. 547.
- (6) E. H. Sutherland, *ibid.*, pp.547~548.
- (7) Paul W. Tappan, "Sentences For Sex Criminals" *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, 42 : 334, 1951.
- (8) Paul W. Tappan, *ibid.*, P.336.
- (9) F. P. Mihm, "A Re-Examination of the Validity of Our Sex Psychopath Statutes in the Light of Recent Appeal Case and Experience"

- The Journal of Criminal Law, Criminology and  
Police Science, 44 : 716, 1954.
- (10) F. P. Mihm, *ibid.*, pp. 721~722.
- (11) B. Karpman, "The Sexual Psychopath",  
The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science,  
42: 184~185, 1951.
- (12) F. T. Lindman and D. M. McIntyre,  
The Mentally Disabled and Law (1961) P. 304
- (13) E. H. Sutherland, *ibid.*, p. 549
- (14) E.H. Sutherland, *ibid.*, p. 550
- (15) E. H. Sutherland, *ibid.*, p 551
- (16) F. T. Lindman and D. M. McIntyer, *ibid.*, p 305
- (17) F. T. Lindman and D. M. McIntyer, *ibid.*, pp, 305~306
- (18) A. H. Swanson, "Sexual Psychopath Statutes: Summary and Analy-  
sis", The Journal of Criminal Law, Criminology and Police  
Science, 51 : 220~221 July-August, 1960.
- (19) A. H. Swanson, *ibid.*, p 222.
- (20) N. Thornton, "The Relatoin Between Crime and Psychopathic  
Personality" The Journal of Criminal Law, Criminology and Police  
Science 42: 199~200, 1951.
- (21) N. Thornton, *ibid.*, p. 200.
- (22) N. Thornton, *ibid.*, p. 202.
- (23) N. Thornton, *ibid.*, p. 203.
- (24) N. Thornton. *ibid.*, p. 204
- (25) Weihofen, Mental Disorder As A Criminal Defense, 1954, p. 24.
- (26) Weihofen, *ibid.*, pp.25~26.
- (27) Weihofen, *ibid.*, P.26.
- (28) F. T.Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.*, pp. 306~307.
- (29) F. T. Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.*, p, 307
- (30) F. T. Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.*, p. 307.
- (31) F. T. Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.*, pp 307~308
- (32) P. W. Tappan, "Sentences For Sex Criminals",  
The Journal of Criminal Law, Criminology and  
Police Science 42: 1951, p.334

アメリカにおける性的精神病質者に関する法律

- ③③ P. W. Tappan, *ibid.*, pp. 335~336.
- ③④ P. W. Tappan, *ibid.*, p.336.
- ③⑤ F.T. Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.*, pp. 302~303
- ③⑥ A. H. Swanson, *ibid.*, p. 222.
- ③⑦ F. P. Mihm, *ibid.*, pp. 716~717.
- ③⑧ F. P. Mihm, *ibid.*, pp. 727~728.
- ③⑨ F. T. Lindman and D. M. McIntyre, *ibid.* p. 312  
サザランドやタッパンもその中の一人である。
- ④① James J. Graham, "What to Do With Psychopath?"  
The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science,  
53 : 447, 1962.